

千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に  
関する規則の一部を改正する規則の制定について

令和7年2月26日  
千葉県教育庁  
企画管理部教育総務課

1 改正理由

国は「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等により、規制・制度の見直しを行うこととしており、各自治体に対しても積極的に取り組むように要請している。本県でもアナログ規制の見直しに取り組んでおり、情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために所要の改正を行う。

2 改正内容

改正案	現行
<p>第二十七条 第一項（略） 第二項（略）</p> <p>一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u>をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>第三項（略）</p>	<p>第二十七条 第一項（略） 第二項（略）</p> <p>一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）</u>をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイルにより保存する方法</p> <p>第三項（略）</p>

3 施行期日

公布の日